

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2019年9月



2019年9月、税関の重要政策と最新動向

第一弾対米追加関税賦課商品の一次排除リストに関する公告（税委会公告 2019 年第 6 号）

国务院関税税則委員会は、「対米追加関税賦課商品の排除作業の試行に関する国务院関税税則委員会の公告」（税委会公告 2019 年 2 号）に基づき、第一弾の対米追加関税賦課商品の一次排除内容を公布し、2つのリストに分けて実施する。

このうち、リスト 1 に記載された商品は、2019 年 9 月 17 日から 2020 年 9 月 16 日までの期間において、米国 301 措置に対抗するための追加賦課関税を賦課しない。追加賦課済みの関税税額は、還付される。該当する輸入企業は、排除リストの公布日から起算して 6 ヶ月以内に規定通りに税関に申請しなければならない。

リスト 2 に記載された商品は、2019 年 9 月 17 日から 2020 年 9 月 16 日までの期間において、米国 301 措置に対抗するための追加賦課関税を賦課しないものの、既に追加賦課済みの関税税額は還付されない。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

輸入鉄鉱石先物取引の保税受渡検査作業に関する公告（税関総署公告 2019 年第 139 号）

税関総署は、輸入鉄鉱石先物取引の保税受渡業務をサポートするために、関連検査要件を明確にした。保税受渡する先物取引の鉄鉱石の検査に対し、「一括検査後に、数回に分けて通過する」モデルを実施する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

外国貿易機・貿易船のマニフェスト管理事項の調整に関する公告（税関総署公告 2019 年第 144 号）

税関総署は、「2つのステップによる申告」業務改革の円滑な進行を図るため、2019 年 9 月 12 日付で公告を公布した。同公告によると、関連物流企業は「中華人民共和国税関出入境輸送手段マニフェスト管理弁法」（税関総署令第 172 号）及び出入境マニフェスト電子データの転送期限に関する公告に基づき、税関にマニフェスト及び関連電子データを転送しなければならない。

同公告によると、税関はマニフェスト電子データの転送期限を厳格に管理し、期限超過してマニフェスト電子データを転送した物流企業は、関連規定に基づき処罰される。また、同公告は一部の外国貿易船、外国貿易機のマニフェストデータの入力及び転送要求に対しても調整した。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

口岸における検査確認作業から「新食品原料許可証明」など 2 種類の監督管理証明書の使用中止に関する事項（税関総署 国家衛生健康委員会 2019 年第 152 号公告）

税関総署、国家衛生健康委員会は、2019 年 9 月 27 日より、口岸における検査確認作業から「新食品原料許可証明」及び「食品安全国家基準を適用できない輸入食品に一時的に適用される基準」の 2 種類の監督管理証明書（以下「証明書」）の使用を中止することを決定した。これに伴い、税関総署、国家衛生健康委員会が 2018 年に共同で公布した第 145 号公告は廃止される。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

米国、欧州連合（EU）、韓国、日本及びタイ原産の輸入フェノールに対するアンチダンピング調査の最終裁定に関する公告（商務部公告 2019 年第 37 号）

商務部は、「アンチダンピング条例」第 38 条に基づき、国务院関税税則委員会にアンチダンピング関税の賦課を提言した。国务院関税税則委員会は商務部の提言を受け、2019 年 9 月 6 日より米国、EU、韓国、日本及びタイ原産の輸入フェノールに対して 5 年間のアンチダンピング関税を賦課することを 2019 年 9 月 3 日付けで裁定した。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

対外貿易経営者届出及び原産地企業届出の「二証合一」の実施に関する公告（商務部公告 2019 年第 39 号）

商務部、税関総署、中国国際貿易促進委員会は 2019 年 9 月 23 日付けで公告を公布し、2019 年 10 月 15 日より全国的に対外貿易経営者届出及び原産地企業届出の「二証合一」改革を推進することを決定した。

企業が対外貿易経営者届出の新規登録または変更を行った場合、同時に原産地企業届出の登録も完了し、直ちに税関及び所属地方機関に原産地証明書を申請することができる。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

中古車輸出許可書発給のペーパーレス化作業に関する通達（商弁貿函 2019 年第 297 号）

商務部及び税関総署は、対外貿易の安定的な成長を促進するため、2019 年 9 月 9 日より中古車輸出許可書の発給及び通関のペーパーレス化を実施することを決定した。輸出企業は中古車の輸出を申請する際、自ら紙ベースによる作業か、またはペーパーレス作業を選択することができる。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。



各地域の税関政策の最新動向

北京税関の条件に該当する企業が一時的に輸入する検査不要の研究開発用テスト車両の通関、期間延長に関する公告（北京税関公告 2019 年第 12 号）

北京税関は 2019 年 9 月 9 日付けで公告を公布し、条件に該当する企業が一時的に輸入する検査不要の研究開発用テスト車両に対して、テストングの必要上、一時的に輸入期限を 2 年間まで延長することを許可する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

天津税関保税倉庫、輸出監督管理倉庫のレイアウトプラン（2019-2021年）（天津税関公告 2019 年第 7 号）

天津税関は、天津税関管轄区域の保税倉庫、輸出監督管理倉庫（以下「両倉庫」）建設の健全かつ系統的な発展を促進するため、税関総署の関連規定に基づき、税関管轄区域の実状を踏まえて、「天津税関保税倉庫、輸出監督管理倉庫レイアウトプラン（2019-2021年）」（以下「当プラン」）を策定した。

当プランは天津税関管轄区域内に適用される。当プランを適用する保税倉庫は公用型保税倉庫であり、当プランを適用する輸出監督管理倉庫は輸出配送型倉庫及び国内転廠型倉庫である。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

天津税関の企業の自主的開示の促進に関する公告（天津税関公告 2019 年第 8 号）

天津税関は、税関関連法規に基づき、企業の自主的開示に関連する事項について公告を公布した。輸出入企業・単位が自主検査において問題を発見した場合、「インターネット+税関」のプラットフォームを通じて「自主的開示報告」を作成し、提出することができるほか、所属税関の査察部門に直接書面による「自主的開示報告」を提出することもできる。輸出入企業・単位は、会計・税務関連の専門機構に自主的開示に係る問題について、専門家による意見を取得することができる。税関は調査・確認する際にこれらの意見を参考することができる。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

お問合せ先

華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)
Partner パートナー
Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Lisa Li 李輝
Director ディレクター
Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Jie Xu 徐潔
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Shi Shirley 侍怡
Partner パートナー
Email: shirley.y.shi@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 2105](tel:+86(21)22122105)

華南地域

Vivian Chen 陳蔚
Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)